

郡山市立郡山第三中学校 いじめ防止対策基本方針（改訂版）

1 基本方針

いじめ防止対策推進法（平成25年6月28日公布、9月28日施行）の施行により、郡山第三中学校では、この法律の趣旨を踏まえて、校内体制を整備し「いじめ防止対策」を推進する。

2 いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法第2条

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が、行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心理の苦痛を感じているものとする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。

3 郡山市いじめ防止基本方針策定の目的と関係機関の責務と役割

(1) 郡山市いじめ防止基本方針策定の目的

市の基本方針は、（中略）いじめの防止等を、市、学校、保護者、地域住民、関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、相互に協力し合いながら、主体的に社会全体で進め、推進法に規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

(2) 市の責務

- ① 市は、児童生徒をいじめから守るため、いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るために必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- ② 市は、学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けた場合、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- ③ 市は、いじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等を行うため、いじめに関する相談体制の充実及び学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化等、その他必要な体制の整備に努めるとともに、各学校の取組を積極的に支援する。
- ④ 市は、教職員がいじめの問題に対して、適切な対応ができるよう、資質向上のための教職員研修の充実を図る。
- ⑤ 市は、いじめの実態、背景や要因、いじめ防止等のための方策について、関係機関や専門家等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。
- ⑥ **市は、児童生徒が安心して学校生活が送れるよう、いじめの防止等に向けて必要な啓発活動を行う。**

(3) 学校の責務

- ① 学校は、学校の全教育活動を通して、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。
- ② 学校は、児童生徒のよりよい人間関係を構築できるよう、指導・支援する。
- ③ 学校は、いじめは、どの学校に、どの学級にも、どの子にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防止し、いじめを把握した場合には、早期に解決できるよう、保護者、地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- ④ 学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめへの対応等に、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に取り組む。
- ⑤ 学校は、相談体制を整備するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケート調査や個別面談等を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
- ⑥ 学校は、学級活動や児童会・生徒会活動等を通して、児童生徒による主体的ないじめ問題への取組の充実を図るなど、いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- ⑦ 学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力やいじめの問題への対応能力等の向上を図るための校内研修を推進する。
- ⑧ 学校は、SNS上などにおけるインターネットを介したいじめ防止対策として、関係機関等との連携を図った教職員の研修及び児童生徒、保護者への啓発活動を行う。
※SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォンや携帯電話、パソコン等用のサービスの総称。

(4)保護者の責務

- ① 保護者は、いじめが許されない行為であることを児童生徒に十分に理解させ、どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめたり、いじめに荷担したりしないよう指導に努める。
- ② 保護者は、日頃からいじめ被害等の悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- ③ 保護者は、学校や地域の人々など、児童生徒を見守っている大人との情報交換に努力とともに、いじめ根絶のために協働して取り組む。
- ④ 保護者は、いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときには、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(5)児童生徒の役割

- ① 児童生徒は、自己の目標を達成するために、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない環境・風土づくりに努める。
- ② 児童生徒は、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するとともに、周囲にいじめがあると思われるときは、当該児童生徒に声をかけたり、周囲の大人等に積極的に相談したりする。

(6)地域、関係機関の責務

- ① 地域、関係機関は、本市の児童生徒が安心して生活できるように環境づくりに努める。
- ② 地域、関係機関は、地域の児童生徒の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が見られるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- ③ 地域、関係機関は、地域行事等に児童生徒が主体性をもって参加できるように配慮する。

4 いじめ防止対策の基本的考え方

いじめを重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されない行為であり、どこの学校でも、どの学年・学級でも、どの子供にも起こり得るという認識に立ち、早期発見に努めて解決に向けて迅速かつ有効に対応を進めるとともにいじめ防止に向けて学校教育全般を通して予防的手段を講じていく。

- (1) 他者をいじめることは絶対に許されないという強い認識をもたせる指導の徹底を図る。
- (2) 個の違いを互いに認め合う環境づくりを進めていく。
- (3) いじめの早期発見、迅速な対応の徹底を図る。
- (4) 重篤ないじめは犯罪行為であり、司法による処罰を受けることがあるという認識をもたせる指導の徹底を図る。
- (5) 加害生徒・被害生徒・傍観者・教職員と保護者を含む大人でいじめをとらえるとともに、関係者が一体となつたいじめ防止対策の円滑な推進を図る。

5 いじめ防止対策の整備

(1)いじめの相談窓口の開設

いじめの早期発見・早期対応を円滑に行うために、学級担任は常日頃より生徒の様子を注意深く観察することが求められるが、その他に教科担任、部活動顧問など複数の立場から生徒の様子を見る必要がある。しかし、いじめの多くはその行為が陰湿でさらに人目を避けて行うことが多いことから、外部からの情報提供を広く求めていくことが重要になってくると考える。そこで、いじめ相談窓口を恒常に設置し常にオープンな状態で相談を受け入れられるよう努めるものとする。

いじめ相談窓口：教頭、養護教諭、スクールカウンセラー（以下SC）、生徒指導主事

(2)教育相談の年3回の実施

10月下旬から11月上旬には保護者と生徒を交えた教育相談を実施する。また、新年度スタートを円滑に進めるため、必要に応じてチャンス相談を5月に実施する。さらに、1学期をふり返るために7月に学級担任と生徒による二者面談を実施する。そこで、学校生活全般の相談や指導助言を行う機会を設け、合わせていじめの早期発見・早期対応に努める。

(3)いじめアンケートの実施

学期に1回、計3回のいじめアンケート（困りごと調査）を実施する。

(4)いじめ防止対策校内委員会の設置

いじめの予防教育の推進と万が一発生した場合の早期発見・早期対応・早期解決の取組を行う組織としていじめ防止対策校内委員会を生徒指導委員会内に設置する。

いじめ防止対策校内委員会

(校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、教育相談係、S C)
※万が一発生した場合は、該当する学年主任と学級担任も上記委員会に参加する。

(5)いじめ防止対策校内委員会の役割

- ①いじめに関する研修会の企画立案
- ②いじめ防止のための生徒への教育活動の企画立案
- ③いじめに関するアンケート調査の実施
- ④いじめの防止に向けた保護者への啓発活動の企画立案
- ⑤万が一発生した場合のいじめ解決のための対応策を協議する。

(6)教職員の資質向上のための方策

- ①いじめに関する研修や関係機関との連携を円滑にするための研修等への積極的参加を促す。
- ②定期的にいじめ防止チェックを行い、日々の職務の様子を客観的に見つめ直す機会を設ける。
- ③地域との関係を密にできるよう地域行事への積極的参加を促す。

(7)SOSの出し方に関する教育の充実

「『困ったな』と思ったらSOSを出してみよう」を活用した教育活動の展開する。

(8)スマイルチェックの活用

生徒から送信された情報を基に、星の数が少ない生徒には一声をかけるなど、日常の生徒観察に加えた指導の補助的資料として活用し、相談支援のきっかけを増やす。

6 いじめ防止対策に関する相談・指導体制関連図

